

第2回 マンション管理士と一緒に考えよう！

～湯沢のマンション管理～ セミナーと相談会

テーマ：改正マンション標準管理規約

- ・開催日時：2026年5月12日（火）10時00分～ 受付9時45分～
- ・開催場所：湯沢町役場 3階 大会議室
- ・参加費：無料（WEB参加も可能です）
- ・セミナー：講師 稲葉 早苗 マンション管理士



お申し込みはこちらから

個別相談会

- マンション管理士が、マンション管理に関するご相談を承ります。
- 時間：13時、14時 各時間3組まで事前予約制です。
- 料金：管理組合ごと初回は無料です。
2回目以降は「湯沢町まるごとサポートプラン」の会員登録（有料）が必要です。

こんなお悩み、ありませんか？

- 役員のなり手がいない！
- 管理費、修繕積立金の金額は妥当か？
- 管理会社との委託契約を見直したい。
- 自主管理（一部委託）への移行？



区分所有法改正に伴う、改正標準管理規約について解説！

- 改正区分所有法は令和8年4月から施行
- どのような改正があったの？
- 区分所有法と管理規約の関係は？
- 規約は改正しないとイケないの？

湯沢町まるごとサポートプラン

- 登録制度：管理組合単位でご登録いただくことでマンション管理士が管理組合運営をサポートいたします。
- 特典：①管理組合運営に関する診断実施（カルテ作成）
②個別相談
③法務相談
④セミナーの動画配信（期限有り）
⑤各種支援業務について会員価格をご提示

マンションの管理の主体は？

区分所有者等で構成される管理組合です。管理組合は、区分所有者等の意見が十分に反映されるよう、また、長期的な見通しを持って、適正な運営を行うことが重要となっています。

マンション管理士とは？

専門知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者またはマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う国家資格です。

- 申込期間：2026年4月6日～5月7日 受付担当：マンション管理士 大竹
- 申込方法：電話・ファックス・電子メール・QRコードのいずれかでお申し込みください。
TEL:090-3403-6688 FAX:050-3383-4221 E-mail:hisami_otk@yahoo.co.jp
※電話による受付時間:12:30～17:00 ※管理組合名・人数(お名前)をお知らせください。

主催：株式会社マンション夢設計

後援：湯沢町（新潟県）

《湯沢町まるごとサポート事業》 担当マンション管理士：稲葉、大竹、柴田、松本